

令和8年度尾道市創業支援補助金の募集について

尾道市では、市内の産業の活性化を図るとともに、市内中小企業における賃上げ環境の向上を図ることを目的として、市内において新たに創業する者に対して、事業所開設に要する建物の改修または修繕にかかる経費について助成します。

※当事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

■ 対象者

事業を営んでいない個人または法人であって、市内において新たに事業を開始しようとする具体的な計画を有する者

※ただし、次のいずれかに該当する場合には補助対象者となりません。

- ・市税の滞納がある者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する事業を営む者
- ・尾道市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者等市長が不相当と認める者
- ・他の者が行っていた事業を承継して行う事業を営む者
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者
- ・本人または親族（3親等内の血族、配偶者及び2親等内の姻族）所有の建物において創業する者
- ・本人以外が賃貸借契約を結んでいる建物において創業する者
- ・その他市長が適切でないとき

■ 補助対象経費・補助上限額・補助率

○補助対象経費：事業所開設の整備に要する経費（建物の改修または修繕に要する経費）

※建物の改修または修繕の実施について、原則市内に本店・支店等が所在する施工業者に発注すること。

○補助率：1/2以内（限度額：50万円）

○加算金：若手移住者については、補助金額に一律20万円を加算

※若手移住者…広島県外から尾道市へ移住して1年以内に創業する39歳以下の方

■ 主な補助要件

- 市内に事業所を設置しようとする新規創業者であること
- 特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する者であること
- 創業資金融資で事業所開設の設備資金を対象とするものを受ける事業であること
- 令和9年2月26日（金）までに創業（開業）し、実績報告を行うこと

※特定創業支援等事業とは、創業支援等事業計画に基づく商工団体等が実施しており、1か月以上にわたり4回以上継続的に行う支援で、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識習得ができる事業です。

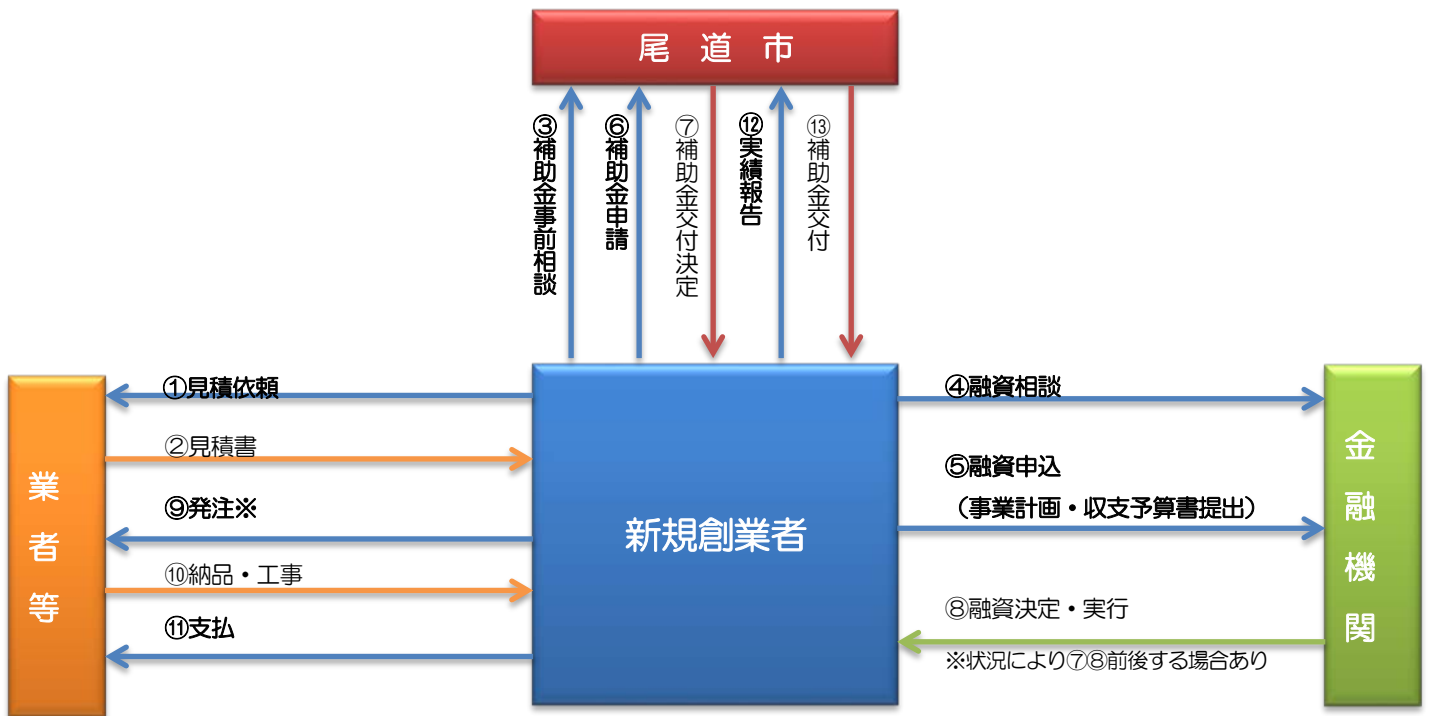
■ 募集期間

令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金） ※予算がなくなり次第終了

■ その他

- 補助金の交付は、同一事業者につき1回限りとします。
- 尾道市、国、県又は他の団体の補助金の交付を受けている事業は補助対象外とします。
ただし、尾道市中小企業創業資金利子補給金事業との併用については可能です。
- 本事業は単年度予算により実施しており、令和9年度以降の実施は未定です。

尾道市創業支援補助金 申請の流れ



※補助金交付決定前に発注したものは、全て補助対象外となるため、ご注意ください。

- 尾道市創業支援補助金「要綱」および「実施要領」をよくご確認の上、ご申請ください。
- その他ご不明な点がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。

<補助金に関するお問い合わせ・申込み先>

尾道市産業部商工課

Tel : 0848-38-9182 Fax : 0848-38-9293

E-mail : shoko@city.onomichi.hiroshima.jp



詳細はこちら
(要綱・実施要領)

